

国立大学法人愛媛大学監事監査実施基準

平成16年8月31日
監事裁定

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人愛媛大学監事監査規則(以下「規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人愛媛大学の監査(以下「監査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査計画)

第2条 規則第6条に規定する監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点事項
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の対象組織
- (5) 監査の方法
- (6) 監査の補助者

(監査事項)

第3条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係法令、業務方法書、諸規則等の整備・遵守状況
- (2) 中期計画の実施状況
- (3) 組織運営及び人事管理状況
- (4) 決算(年次及び月次)の状況
- (5) 予算の執行及び資金運用の状況
- (6) 収入及び支出の状況
- (7) 物品及び不動産の管理状況
- (8) 契約の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象組織の責任者に監査事項、監査日時、監査場所その他監査に必要な事項を通知するものとする。

(監査の手順等)

第5条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順により監査を実施するものとする。

- (1) 監査対象組織の長からの概況聴取
- (2) 監査対象組織の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは、監査対象組織に資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り、既存資料の活用を図るよう努めるものとする。

(監査記録)

第6条 監査の業務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監査対象組織の長の確認を経た上で、監事に提出するものとする。

(監査結果報告書)

第7条 監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

(その他)

第8条 規則及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年8月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年5月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。